

一般会計等財務書類注記

(平成28年度決算)

川越市 財政課

平成30年 3月

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14年～50年

工作物 5年～60年

物品 2年～21年

無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

退職手当引当金

期末に自己都合により退職した場合に必要な支給額を計上しています。

損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

賞与等引当金

翌年度6月支給の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みません。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

物品の計上基準

物品については、取得価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

初年度のため変更はありません。

(2) 表示方法の変更

初年度のため変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

初年度のため変更はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	損失補償 債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
埼玉県信用保証協会	971 百万円	5 百万円	966 百万円	971 百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

繰越事業に係る将来の支出予定額 5,828 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

貸借対照表での有形固定資産の土地のうち、売却に向けた取組が可能と考えるものは、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている普通財産

イ 内訳

事業用資産 土地 3,375.47 m²、484 百万円(注)(貸借対照表の簿価×百万円)

(注)売却可能価額は、固定資産税評価額及び鑑定評価による。

地方交付税措置のある地方債のうち、臨時財政対策債の残高 36,306 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。